

茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則

平成23年3月1日
制 定

(設置)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構の中期計画に基づき茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）の中期計画およびその年度計画等を策定するため、本校の中期計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、校長の諮問を受けて次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本校の中期計画に関すること。
- (2) 前号の中期計画及び茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第2条第3号別表1の教育点検・評価システムに基づく年度計画の作成に関すること。
- (3) 茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第2条第3号別表1の点検・評価方法欄に記載された事項の実施・改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (4) その他本校の将来構想に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長（教務主事）、副校長（学生主事）及び副校長（寮務主事）
- (2) 副校長（専攻科長）、副校長（地域連携・評価）及び副校長（総務）
- (3) センター長
- (4) 国際創造工学科長
- (5) 各系長及び各部長
- (6) 事務部長
- (7) 総務課長及び学生課長
- (8) その他校長が必要と認めた者

2 前項に掲げる委員は、校長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（教務主事）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(定足数及び議決方法)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年3月9日から施行する。